

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所廃棄物埋設施設  
平成29年度（第1回）保安検査報告書

平成29年8月  
原子力規制委員会

# 目 次

## 1. 実施概要

- (1) 保安検査実施期間
- (2) 検査担当職員

## 2. 保安検査内容

- (1) 検査項目
  - 1) 基本検査

## 3. 保安検査結果

- (1) 総合評価
- (2) 個別検査結果
- (3) 違反事項（監視すべき事項を除く。）

## 4. 過去の違反事項（監視すべき事項を除く。）に対する事業者の措置状況

## 5. 特記事項

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間（詳細は別添 1 参照）

平成 29 年 5 月 9 日（火）

### (2) 検査担当職員

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 赤澤 敬一

原子力保安検査官 北村 博史

## 2. 保安検査内容

今回の保安検査では、以下に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、管理状況の聴取、記録確認、埋設保全区域の巡視等についても保安検査として実施した。

### (1) 検査項目

#### 1) 基本検査

- ① 定期的な保全活動の実施状況
- ② マネジメントレビューの実施状況

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては、「定期的な保全活動の実施状況」及び「マネジメントレビューの実施状況」を検査項目として検査を実施した。

検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づき保安活動が実施されており、検査を実施した範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。

また、保安検査実施期間中の廃棄物埋設施設における日々の管理状況について、廃棄事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

(2) 個別検査結果

別添2参照

(3) 違反事項（監視すべき事項を除く。）

なし

4. 過去の違反事項（監視すべき事項を除く。）に対する事業者の措置状況

なし

5. 特記事項

なし

(別添1)

検査期間中の日程表 (平成29年度 第1回)

月 日	5月9日(火)
午前	<ul style="list-style-type: none"><li>● 初回会議</li><li>● 埋設保全区域の巡視</li><li>● 施設の管理状況の聴取</li><li>○ 定期的な保全活動の実施状況</li></ul>
午後	<ul style="list-style-type: none"><li>○ マネジメントレビューの実施状況</li><li>● チーム会議</li><li>● 最終会議</li></ul>

注記) ○ : 検査項目 ● : 会議 / 記録確認 / 巡視等

## 個別検査結果(1/2)

### 1. 検査実施日

平成29年5月9日(火)

### 2. 検査項目

定期的な保全活動の実施状況

### 3. 対象となった保安規定の条文

第14条 品質保証計画

第15条 埋設保全区域

第16条 埋設保全区域に係る保安の措置

第17条 巡視及び点検

第18条 覆土等の修復

第25条 業務報告

### 4. 検査結果

廃棄物埋設施設の巡視、点検、保守等について、埋設保全区域に係る保安の措置に関する要領が下部規程に適正に定められていること、また、当該業務に関する活動が適切に実施されていることを、関係規程類、記録及び関係者の聴取により、以下のとおり確認した。

#### (1) 下部規程

○バックエンド技術部長は、放射性廃棄物埋設施設の巡視、点検及び保守等について、保安規定に基づき「廃棄物埋設施設管理要領(以下「管理要領」という。)」を作成し、品質保証審議会の審議を経て管理要領を定めていること。

○特に、降雨量については、原子力科学研究所の定められた観測地点の降雨量を記録すること、それらの記録は保安管理組織外の部門によって実施、報告されることなど、降雨観測業務の実施体制、観測手順並びに雨量計の検定及び報告を含めた依頼内容について、管理要領として定めて

いること。

○放射性廃棄物管理技術課長は、管理要領に基づき放射性廃棄物埋設施設の巡視、点検、保守等について、課内の業務手順書である「廃棄物埋設施設管理実施手順書（以下「実施手順書」という。）」に以下の具体的な実施内容を定めていること。

- 巡視点検項目及び異常又は故障の有無の判定基準
- 通常時のほか、地震後及び大雨・暴風警報解除後の点検
- 地下水位の測定、地下水中の放射性物質の濃度測定及び測定結果の評価
- 測定機器の校正及び点検

## （２）巡視、点検、保守等の実施状況

放射性廃棄物管理技術課長が、管理要領及び実施手順書に基づき実施した巡視、点検、保守等の実施状況について、以下のとおり記録及び関係者への聴取により確認した。

○毎週１回以上の巡視及び点検の実施、巡視及び点検時に合わせ埋設地の除草作業や点検結果による標識の留め具の補修及び立て札の補修等により埋設地の保全状況を維持していること。

○平成２９年３月２７日における暴風警報解除後の点検を実施し異常がないこと。

○地下水位、地下水中の放射性物質濃度及び降雨量の測定が行われていること。また、測定結果について評価が行われ異常がないとしていること。

○水位計の点検、放射性物質濃度測定器の機器点検及び校正が行われていること。

○保安管理組織外の部門への依頼している降雨量の観測について、依頼先の実施体制、観測手順及び雨量計の検定・点検記録を確認し、問題がないとしていること。

## （３）業務報告

バックエンド技術部長が、廃棄物埋設施設の巡視・点検及び保守の実施状況、保安検査等の指摘事項の内容、異常の発生及びその処置の状況

並びに保安教育訓練の実施状況を平成28年度第4四半期分としていずれも問題がなかったことを「廃棄物埋設施設の保全状況報告書（平成28年度第4四半期）」にまとめ、平成29年4月に原子力科学研究所長及び廃棄物取扱主任者に対して業務報告していること。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となるような事項は認められなかった。

## 5. その他

なし



## 個別検査結果（2／2）

### 1. 検査実施日

平成29年5月9日（火）

### 2. 検査項目

マネジメントレビューの実施状況

### 3. 対象となった保安規定の条文

第4条の2 関係法令及び規定の遵守

第4条の3 安全文化の醸成

第14条 品質保証計画

### 4. 検査結果

品質マネジメントシステムの適切性及び有効性の観点から、前年度のレビュー結果が本年度の品質目標等に反映されているか等について、マネジメントレビュー実施要領、管理要領等に基づき、マネジメントレビューのインプット情報、アウトプット等の記録及び関係者の聴取により、以下のとおり確認した。

○平成28年度のマネジメントレビューの実施に当たっては、安全・核セキュリティ統括部が活動報告の作成要領をまとめ、各拠点に対して平成29年2月にマネジメントレビューでの活動報告を依頼していること。

○廃棄物埋施設管理責任者は、安全・核セキュリティ統括部の作成要領に基づき平成28年度のマネジメントレビューのインプット情報をまとめ、平成29年3月のマネジメントレビューで理事長に以下のとおり報告していること。

- 平成27年度の安全文化の醸成及び法令等の遵守活動に対して、新規制基準に係る教育の改善を理事長が指示している件について、平成28年度の活動の中で新規制基準に必要な知識事項を明確化した資料を作成し、教育するとともに、保安規定の改定・施行後の業務を着実に実施できる体制を整えたと評価していること、及び平成29年度は特に次世代への教育及び技術継承を効率的に進めるため教育資料の充実に取り組むこと。
- 内部監査で所見が6件（不適合（c）1件、意見5件）あり、5月末まで

に関連要領書等を改訂予定であること、及び平成27年度から引き続き文書及び記録の管理について継続的な改善が必要であること。

○理事長は、平成29年3月に、平成28年度のマネジメントレビューのアウトプットにおいて、共通改善事項として、外部からの指摘や事故・トラブル発生を削減するための活動を品質目標に掲げ、原子力安全の達成に向けて取り組むことの指示事項があるとしていること。ただし、埋設施設に対する具体的な改善指示事項等はないとしていること。

○理事長は、平成28年度のマネジメントレビューのアウトプットとして、品質方針について、品質方針の重点化、コミュニケーションに係る表現の明確化及び保守管理活動の個別方針と品質目標とを統合し、表現の適正化が必要であると評価し、品質方針を従来の7項目から4項目に見直したとしていること。

○平成29年度の品質目標設定に当たって、原子力科学研究所長及び各部長は、品質方針及び前年度の品質目標の評価結果や保安活動の課題等の反映すべき事項に抜けのないよう、「品質目標設定のための品質方針等の反映状況確認チェックシート」を作成し、品質目標を設定していること。

○具体的には、バックエンド技術部長は、平成28年度のマネジメントレビューの共通改善事項について、過去の事故・トラブル事象を含めた教育の実施と安全確保を最重要課題として取り組む意識付け等を部安全衛生会議等の場で指導することを平成29年度の品質目標として設定したとしていること。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となるような事項は認められなかった。

## 5. その他

なし